事務局長　おはようございます。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
総会の開会前にご報告申し上げます。
去る５月３０日に開催されました市議会６月定例会の初日におきまして、７月３１日に改選となります農業委員２４名の人事案が上程され、同意すべきものとして可決されましたことをご報告いたします。
今後の予定としましては、７月３１日に開催します市長招集の第１回総会において辞令を交付されることとなりますので、よろしくお願いいたします。
それから、議案の訂正がございます。議案書の４９ページをお開きください。
議案第３号の７０番でございます。
利用権を設定する方が、〇〇〇〇外１名となっていますが、〇〇さんは先月３０日にお亡くなりになっております。その後、残る相続人である〇〇〇〇さんから申し出があり、これまでのとおり契約したいとのことで同意をいただいております。
お手数ですが、利用権を設定する者について、次のとおり訂正をお願いします。氏名を〇〇〇〇、年齢を７１歳、住所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に訂正願います。
本案件は、未相続の案件でありますが、相続人から必要な同意を得ていることから、契約成立の要件を満たしているものと考えられます。訂正は以上です。
本日、欠席の届け出が、３番・長澤信徳委員、９番・齊藤亘委員から出ております。

事務局長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第３９回大仙市農業委員会総会」を開催いたします。　（午前9時00分　開会）
会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。
ただいまの出席者は２１名となっております。
会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

事務局長　次に、前回５月１１日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております「第３９回総会までの業務報告書」をご覧願います。
５月１１日に「第３８回農業委員会総会」を、委員１９名、推進委員３名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
５月２４日に「秋田県都市農業委員会会長会総会」が秋田市ルポールみずほにおいて開催され、会長と私が出席しております。
５月３０日に「令和５年度全国農業委員会会長大会」が東京都の文京シビックホールで、「県選出国会議員要請集会」が同じく東京都ホテルモントレ半蔵門において開催され、会長が出席しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。

事務局長　それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
　初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
　　（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、17番、佐々木忠永委員、18番、佐藤吉男委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
　農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和5年6月8日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　1ページ1番をご覧ください。
　農地の所在は、戸蒔〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
　売買による所有権移転です。
　譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、60歳、
　譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、74歳です。
　申請理由につきまして、申請地は〇〇さんが所有している土地に隣接しており、以前より土地の所有者である〇〇さんに取得したい旨を相談していました。このたび、話がまとまったことから、売買に至ったものです。売買価格は 10 アール当たり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇円と高額ですが、金額は〇〇さんの意向によるものです。

参　与　　続いて、2ページ3番と4番をご覧ください。
　交換の案件になりますので合わせて説明いたします。
　農地の所在は、3番が大曲日の出町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、4番が藤木〇〇〇〇〇〇〇〇〇外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
　申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、62歳と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、69歳です。
　申請理由につきまして、3番の農地は、〇〇〇さんの自宅に隣接しており、これまで〇〇さんの了承を得て、畑として利用しておりました。
　この土地について、〇〇さんは今後も使用する意思がないこと、〇さんが自宅から離れた4番の農地を手放したいと考えていたこと、また、〇〇さんの所有地が4番の農地に隣接していることなど、お互い相談のうえ、交換の申請があったものです。
　なお、面積に相違がありますが、市街地にある農地との交換であることから、双方とも理解のうえ、申請したものになります。

参　与　　６ページ７番８番をご覧ください。
　関連がありますので合わせて説明します。
　農地の所在は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇平方メートル外、畑１筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。
　有償移転の案件です。
　譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８７歳外１名です。
　譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６７歳です。

申請理由につきましては、譲受人の○○○○さんは、○○○○○○○○○○○○○、申請のあった農地は、先代の時から長く借り受けて、耕作をしていたところになります。場所については、神宮寺駅の北側の近隣になります。今回、所有者の方に相談のうえ、売買の申請があったものです。

売買価格は、７番が総額○○円、８番が総額○○○円となっています。それぞれ、価格が異なっていますが、駅に近いことなどに配慮して、相談のうえ決めたものと伺っています。

参　与

６ページ７ページ９番について、ご説明いたします。

所有権を移転する農地は、南外○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○平方メートル、外、畑４筆、計５筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

畑の有償移転の案件になります。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７５歳です。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６６歳です。

売買価格は総額○○円で、１０アール当たりに割り返しますと、約○○○○○○○円となっております。

理由といたしまして、譲渡人である○○さんは、高齢となってきたことから、少しずつでも農地を処分したと考え、これまで管理・耕作をお願いしていた○○さんに売り渡すものです。申請のあった農地は、不整形で生産性の低い農地となっております。また、○○さんが農地を手放すにあたり、適切に管理してくれるのであれば、金額はあまり問題ではないとの旨の申し出があったことから、売買価格が低くなっております。

参　与

7ページ10番と11番をご覧ください。

交換の案件になりますので、合わせて説明します。

農地の所在地は、10番が、大仙市高関上郷○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、1筆　です。

11番は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、1筆です。

申請人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、69歳と、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、60歳です。

申請理由につきましては、10番については、合作地の解消のため、11番については、両側が○○さんの農地に挟まれていることから、これを解消するため交換するものです。なお、以前よりお互いに、不便を感じていましたので、交換する面積に差がありますが、今後の耕作の便を考えて、申請に至ったものになります。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました8件のほかに、有償所有権移転2件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定の新規4件がございます。

10ページ、11ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長

説明が終わりました。これより質疑を行います。　質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第2号農地法第五条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和5年6月8日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１２ページ１番をご覧ください。
位置図、平面図につきましては、資料１、２ページになります。
農地の所在は、協和上淀川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、〇〇平方メートル、外、田４筆、計５筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。
賃貸借の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、借受会社は、主に鉄道関連の建設工事を行っていますが、今回、協和地域における鉄道線路の法面補強工事に伴い、一時的に資材置場が必要となったことから、転用をするものです。なお工事では、法面に格子状のものを設置のうえ、モルタル、コンクリートによる吹き付けにより、補強をするものと伺っています。
設定期間については、１２月末まで、賃借料は、１平方メートル当たり〇〇〇円、総額〇〇〇円となっています。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第１１条第１項第１号により、一時的に農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。
なお、一般基準につきまして、添付書類等を確認した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参　与　　１２ページ２番と１３ページ３番は、関連がありますので一括でご説明いたします。
位置図、平面図につきましては、資料３ページ、４ページをご覧ください。
農地の所在が、下鴬野〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
賃貸借による一時転用の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、２番は砂利採取場、３番が表土置場として使用します。
設定期間は、許可日から１年間で、１平方メートル当たりの賃借料は、２番が〇〇〇円、３番が〇〇〇円となっております。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第１１条第１項第１号により、一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議　長　　案件1番についてお願いします。

茂木委員　　8番、茂木です。
6月１日に事務局と一緒に現地確認してまいりました。対象地の周辺を確認しましたが、田畑等の耕作に影響を及ぼすことは全くないと判断しましたので、どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　案件2番、案件3番についてお願いします。

玉井委員　　2番、玉井です。
6月２日に現地確認してまいりました。
既に周りの住民からご理解を得ておりましたので、何ら問題はないと判断いたしました。どうかよろしくお願いいたします

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。　質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　　議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和5年6月8日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第3号、案件1番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１４ページの１番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市内小友○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○ 平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
売買価格は１０アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○○円です。
申請理由として、当該農地は現在、○○さんが代表を務める法人が借り受けて耕作しておりますが、○○さんは以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、○○さんに相談したところ話がまとまり、売買にいたったものです。
ただいま説明いたしました１番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件5番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１６ページの５番を説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田３筆、計４筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
利用権設定期間の満了に伴う更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外１名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
期間は終期を他の契約に合わせて５年１０か月間、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○円です。
ただいま説明いたしました５番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件72番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○委員の退席を求めます。
（○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　５１ページ７２番を説明いたします。
利用権を設定する農地は、太田町斉内○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。
農地中間管理機構を利用した賃貸借権設定契約で、期間満了に伴うものです。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○さん、外５名です。
公益社団法人、秋田県農業公社 が借り受けます。
秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は、３年、賃借料は総額○○○○○○○円で、１０アール当たりで割り返えしますと約○○○○○○○円となっております。
本案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○委員の入場を求めます。
（○委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件2番から4番、6番から71番、73番から87番までを議題とします。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

37ページ48番をご覧ください。
農地の所在は、大沢郷寺〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積が〇〇〇〇〇〇平方メートル、1 筆です。
新規の利用権設定になります。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん61歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん40歳です。
設定期間は5年、賃借料は10アール当たり、〇〇〇〇〇円となっています。
申請理由といたしまして、先月の総会でも同様の案件がありましたが、今回、隣接地について話がまとまったことから、申請のあったものになります。
借受人の〇〇さんは、無農薬による野菜作りなどに取り組んでおり、経営規模の拡大を目指している方になります。今回、自宅近くの申請農地を借りたいと〇〇さんに申し出たところ、貸付に応じてくれたものです。賃借料が10アール当たり〇〇〇〇〇円と安くなっておりますが、長年放置されており、再生等の労力を勘案して、この賃借料になったものです。

参　与

続きまして、37ページ49番をご覧ください。
農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積が〇〇〇平方メートル、外、田1筆、合計面積は〇〇〇平方メートルです。
新規の使用貸借の案件です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん66歳です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、75 歳です。
設定期間は3年の使用貸借となっております。
申請理由といたしまして、本案件も先月の総会で、類似の案件がありましたが、今回、隣接地の申請のあったものになります。
借受人の〇〇さんは、そばの作付けをしており、経営規模の拡大を目指しておりますが、自己保全となっている申請農地を借り受けるものです。使用貸借となっておりますが、当該農地は水稲や野菜を作付けするには条件が悪く、使ってくれるだけでもありがたいと、所有者から申し出があったものです。

参　与

４４ページ、６０番をご覧ください。
農地の所在は、協和中淀川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１９筆、計２０筆、合計面積は〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
賃貸借の更新の案件です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５９歳です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表理事、〇〇〇〇〇さんです。
契約期間は３年、賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円です。
申請理由といたしましては、〇〇さんは県外在住で耕作ができず、〇〇〇〇〇母も高齢で耕作不可能なため、〇〇〇〇〇〇が、引き続き引き受けるものです。
賃借料について、当農地は小石が多く、日当たりが悪いという条件の悪いほ場であるほか、土地改良区償還金も耕作者負担となっているため低い賃借料になっております。

参　与

次に５８ページ、８３番をご覧ください。
農地の所在は、協和船岡〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、合計面積は〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構を利用した新規の賃貸借の案件になります。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８６歳です。
公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６５歳です。

契約期間は５年、賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円です。
申請理由といたしましては、当該農地は、〇〇〇〇さんが昨年まで家族とともに水稲を作付けしておりました。しかし、高齢により営農が難しくなり、また、家族も会社勤めのため作付が困難となりました。〇〇さんと家族の方は、一時は作付けを止めることも考えましたが、〇〇さんが近隣を耕作する〇〇〇〇さんに相談したところ、事情を把握のうえ、〇〇さんが引き受けてくれたものです。
賃料が１０アール当たり〇〇〇〇〇円と安く設定されておりますが、〇〇さんが、耕作を引き受けてくれただけでもありがたく、無料でも良いと申し出たことや、〇〇さんとしてはただという訳にはいかないと考えたことから、相談のうえ、この金額となっております。

事務局長　その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第３号につきましては、ただいま説明いたしました４件のほかに、所有権移転３件、賃貸借権設定の新規３３件及び更新４４件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、議案第４号の「農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題とします。

事務局長　議案第４号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和5年6月8日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　議案第４号については、初めての事例ですので、事前に概要をご連絡いたします。
今年４月に基盤強化法等の一部改正されております。また中間管理事業に関する事務について県から市への権限移譲があったことから、本総会において当該案件について意見を

求めるものになります。
　具体的には、これまでの中間管理事業における借受人の変更審査事務については、市が契約書類を受付のうえ、県が決定公告を行っておりましたが、今後は、本総会で案件の確認を頂き、市が決定公告を行うことになるものです。
　本案件は、既に中間管理事業により契約している借受人の変更に関するもので、具体的には、前耕作者が高齢などを理由に経営規模の縮小や離農などで変更となるものを審査するものです。案件をご確認のうえ、問題ない旨の同意を頂くことを目的としているものです。個別の案件については、西仙北分室が説明いたします。

参　与　　６０ページ、１番から３番ご覧ください。関連がありますので合わせてご説明いたします。
　利用権を設定する農用地は、大沢郷寺〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、外、２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
　農地を所有されている方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８３歳、外２名です。
　中間管理機構を利用した契約になりますが、受け手の変更になります。
　利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４１歳です。
　設定期間は、４年１１ヶ月、賃借料は１番２番が１０アール当たり〇〇〇〇〇円、３番は使用貸借となっております。
　申出理由といたしまして、前耕作者は〇〇〇〇〇〇〇になりますが、農業廃止のため耕作者を変更するものです。借受人の〇〇さんは、枝豆の作付けを予定しておりますが、水の便や形状等、条件が悪い農地があることから一部使用貸借となっております。設定期間については、前契約の残期間となっております。

事務局長　　以上、全案件についてご説明いたしましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について」を議題とします。

事務局長　　報告第1号、農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
　下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和5年6月8日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与　　６１、６２ページをご覧ください。
　記載の１０の法人からの報告がありました。

順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、６３ページから９４ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上報告といたします。

議　長　　本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

事務局長　　その他
(1) 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
(2) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議　長　　委員の方々から何かありませんか。

議　長　　無いようですので、以上をもちまして、第39回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

（午前９時４８分　閉会）